

1 委託先企業所在国・地域一覧（海外返品配送サービス）

台湾、中華人民共和国、香港、インドネシア、シンガポール、英国および米国

2 委託先の相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度一覧

個人情報保護委員会のウェブサイトにおいて、委託先企業所在国・地域における個人情報保護に関する制度が公表されております。

外国委託先による相当措置の実施に影響を及ぼす各国・地域の制度については、資料内の「その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」をご確認ください。

【委託先所在国・地域における個人情報保護に関する制度（外部サイトへリンクします。）】

- ▶ （台湾） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/taiwan_report.pdf
- ▶ （中華人民共和国） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/china_report.pdf
- ▶ （香港） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/hongkong_report.pdf
- ▶ （インドネシア） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/indonesia_report.pdf
- ▶ （シンガポール） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/singapore_report.pdf
- ▶ （米国（連邦）） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf
- ▶ （米国（イリノイ州）） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/illinois_report.pdf
- ▶ （米国（カリフォルニア州）） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf
- ▶ （米国（ニューヨーク州）） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/newyork_report.pdf

3 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している委託先所在国

英国